

名寄市議会「議会報告会」における市民要望
(市長回答)

名 寄 市

《議会報告会における市民要望【回答】》

1. 名寄の将来像について 【総務部】・・・p 2
2. 橋梁改修について 【建設水道部】・・・p 3
3. 市職員の意識について 【総務部】・・・p 4
4. 市外局番の統一について 【総務部】・・・p 5
5. 空き家対策について 【市民部】・・・p 6
6. 買い物難民対策について 【総務部・経済部】・p 7
7. よろ一なの駐輪対策について 【経済部】・・・p 8
8. 市有地の雑草対策について 【総務部】・・・p 9
9. 街路灯の照度について 【建設水道部】・・・p10
10. 雪対策について 【建設水道部】・・・p11

1 名寄の将来像について

複数の会場で「行政の計画が見えてこない」「名寄の将来デザインをどう考えているのか」等々の質問・意見がありました。市が総合計画に基づいて施策を展開していることは一定理解しながらも、将来の人口減少、経済低迷、少子高齢化などの情勢下にもかかわらず、合併特例債等を活用しながら次々に誕生し、計画される公共施設に一抹の不安を感じているようでもありました。

それぞれの会場で議会側として一定の説明を行いました。が、「将来像を含め、しっかりと市民周知をしてほしい」「賑わいのまちづくりについては」など求められましたので、改めて名寄の将来像について市長の見解を求めます。

【 回 答 】

本市のまちづくりの基本は、市民の皆さんとともに創り上げた総合計画の将来像や目標の実現に向け、各施策や事務事業を計画的かつ着実に推進することにあります。また、その推進にあたっては、財政計画との整合による健全財政の維持、及び名寄市自治基本条例に基づく積極的な情報提供と参加を通じた、市民と行政との連携・協力にあります。

そのため、市では総合計画推進市民委員会による外部評価やローリングへの参加をはじめ、広報や市ホームページ等を通じての各種施策や事業、計画等の周知、パブリック・コメントのほか、予算編成における市長からの「予算査定を終えて」の公表や予算ダイジェスト版の作成、さらには、部次長会議等の会議顛末や庁議等の決定事項などの公表を通じ、政策決定過程の透明化などに取り組んでいるところです。

また、賑わいの創出については、駅前交流プラザ「よろーな」などのハード整備を進めるとともに、観光振興計画の策定、PR活動やイベントなどの財産を活かした交流人口の拡大など、ソフト面での取組も進めているところです。

しかしながら、これらの取組等が住民の皆様に浸透するためには、一層の取組の必要性を感じているところであり、従来の実施方法の検証をはじめ、様々な機会、媒体を通じて積極的に情報発信を行い、市民理解と協力をいただけるよう取組を進めてまいります。

2 橋梁改修について

具体的に18線橋の改修を求める意見がありました。答弁としては、橋梁長寿命化修繕計画の策定年度であることを説明しましたが、市が管理する橋梁244橋の点検作業は24年度で終了しており、25年度は修繕計画策定中ということではありませんが、現在の進捗状況及び同計画において各橋梁の修繕年度（順序）についても明らかにする考えがあるのか、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

橋梁長寿命化修繕計画については現在入札を終え策定作業にかかっております。橋梁の修繕年度においては橋梁の安全度、危険度と、これにかかる費用について総合的に判断を行い、計画策定となることから、緊急性の高い橋梁という部分においては明らかにすることができますが、具体的な年次計画については、国の補助の状況や市の財政を鑑みながら、となることから、ある程度具体的なやりとりを国としていく中で事業としての成熟度の判明したものについて市民周知をしてまいりたいと考えております。

3 市職員の意識について

会場での意見の中で「市職員に活気がない」という指摘があり、「しっかり元気を出して、勉強しながら業務に励んでほしい」という言葉も付け加えられました。市民の目に活気の無い職員の姿が映ることは、官民協働の名寄づくりを展開するためにも由々しき状況であり、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

職員の資質の向上につきましては、平成 22 年 3 月に策定した「新・名寄市人材育成基本方針」に基づく職員研修等の実施や地域活動への参加の励行など官民協働のまちづくりを展開するため、様々な取り組みを進めております。しかしながら、こうした取り組みも自己満足で終わっては意味がなく、地域活動等で市民の皆さんに目に見える形で還元し、示していくことが必要と考えます。

今後とも職員には市民の皆さんからのこうしたご意見を伝えながら、さらに研鑽を積んでまいります。

4 市外局番の統一について

名寄地区と風連地区の市外番号が違っていることに対し、「一体感がない」と是正を求める声がありました。この問題については、合併前後から議会内でも指摘があり、理事者の「機器の更新に多額の費用がかかる」という従前の説明を引用し、理解を求めましたが、同じ町の中で2種類の市外番号が存在しているのは不自然であり、改めて現状と今後の対応について、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

合併時、NTT市外局番の統一に向け調査、要請を行ったものの実現せず、今日に至っておりますが、ご意見のとおり、一市一市外局番が望ましいと認識しているところです。

ご存じのように市外局番の統一については、通信事業を所管する総務省及び通信事業者であるNTTの取り扱いとなり、あらためて調査を行っているところです。

つきましては、回答ありしだい、速やかにお知らせさせていただきますので、ご理解くださるようお願いいたします。

5 空き家対策について

今回の報告会で、市民福祉常任委員会が今年7月の道外視察で新潟県見附市の「空き家等の適正管理に関する条例の制定」について学んできたことをお知らせしたこともあり、複数の会場で名寄市も同じような状況下にあるため、「空き家は、時として市民の命にかかわる課題であり、視察の成果をしっかりと市側に伝え、私たちが安心させてほしい」という声さえありました。市としても当然対応を図るべく協議を継続されているとは存じますが、基本的な考えと今後の進め方について、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

全国的に少子高齢化、核家族化の影響から空き家が増加傾向にあり、管理不全の空き家が問題となっています。放置された空き家は、景観上や防犯上の問題があり、冬は落雪による近隣家屋住民への被害も懸念され、名寄市においても町内会や市民の皆様から苦情が寄せられております。

名寄市としては、市民の皆様の生命、財産及び生活環境にもたらず被害の発生を防止することを目的に条例の制定に向けて、作業を進めているところです。

条例の策定にあたっては、市民の安全・安心の確保と生活環境の保全のため、家屋所有者による空き家の適正管理を促すこと、老朽化した危険家屋について講じる対策・措置を規定することを基本的な考え方とし、主な内容は次のとおりです。

- ①空き家の所有者に対しその適切な管理を義務付ける。
- ②実態調査で管理不全な状態の場合、所有者に対し助言・指導を行う。
- ③助言・指導に従わない場合、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告・命令する。
- ④空き家等において危険な状態が切迫している場合、最低限の緊急安全措置をとる。
- ⑤正当なる理由無く命令に従わない場合、公表する。

今後の進め方については、町内会長あてに実施した空き家のアンケート調査を基に実態の詳細を把握するとともに、空き家対策について、全国的に管理不十分な空き家が増加していることを受け、国レベルでの法整備の動きがあることから、その新法案（仮称）「空き家対策特別措置法案」の内容を検証しながら策定を進めてまいります。

6 買い物難民対策について

地域経済の伸び悩みや過疎化、大型店の影響などにより、市内から個店が姿を消す傾向に歯止めがかかりません。日々の生活用品を近くで購入できない市民、いわゆる“買い物難民”化してしまう高齢者を中心とした市民に対し、どう安心して暮らせる環境を確保するのか、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

個人経営の商店等の減少については、市内中心部の空洞化も含めて深刻な問題として認識をしているところです。

市では、中小企業振興条例に基づく新規開業資金の融資をはじめ、各種助成制度を措置し、商工会議所等との連携により対応しているところですが、制度の利用も含めて、商店街の活性化等に結びついていないのが現状です。

ご指摘の買い物弱者対策につきましては、国の買い物弱者対策関連事業や他自治体の支援制度等について研究、検討を進めてまいります。

また、現在、高齢化社会に対応したバス文化の創造を目指し、平成24年7月からコミュニティバスの実証試験を実施しているところであり、買い物弱者対策の一つとして、居住地と中心市街商店街とを結ぶバス路線の確保についても実証試験の課題としているところです。

実証期間は平成26年度末までの予定であり、利用状況の検証や利用者、地域の声を反映して、地域の特性にあった公共交通体系の確立を目指してまいります。

7 よろーなの駐輪対策について

駅前交流プラザ「よろーな」に関しては、各会場で様々な質問、意見が出されました。施設運営については、これまでも市民、入居団体、利用団体、議会からそれぞれ指摘があり、一部改善がされていますが、未だ抜本的な対応とはなっていません。今回も「屋根付き駐輪場を検討してほしい」という課題が提起されました。「よろーな」の今後のあり方について、改めて市長の見解を求めます。

【 回 答 】

4月のオープン以降、多くの市民の皆さんにご利用いただきありがとうございます。この間、「よろーな」の管理運営につきましては、運営委員会の開催のほか、利用者サイドからのご意見をいただくための意見箱の設置や入居団体との懇談会などを通じて多くのご意見をいただいております。

これまでも、利便性を確保するため改善に取り組んできておりますが、今後もいただいたご意見を踏まえ、対応できる部分から逐次改善に努めてまいります。

駐輪対策につきましては、南側入口付近に駐輪スペースが無かったことから、18台分のサイクルラックを設置いたしました。また、今回ご意見をいただきました駐輪場の屋根につきましては、冬期間の対応、隣接地への影響、施設の構造上の問題などを含め、既存の「よろーな」東側駐輪場に屋根の設置が可能かどうか、庁内関係部局と検討をさせていただきます。

いずれにいたしましても、利用される皆さんの立場に立った管理運営に努めてまいります。

8 市有地の雑草対策について

市は、市民に対して草刈りの実施など私有地の管理を求めているが、市有地については草刈りが徹底されず、草が生い茂っている場所が多い、という指摘がありました。市有地の管理について、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

市有地における草刈りは、原則年に1回を基本としていますが、雑草の伸びに追いついていないのが現状です。

特に市民の皆様へ影響があると判断される場所については、必要に応じて対応し、また、民間企業の地域貢献活動を利用させていただきながら、対応を進めています。

市街地における市が保有する土地も広大な面積になることから、全て十分な対応とはなっておりませんが、今後とも、市民の皆様の理解をいただきながら、努力してまいります。

9 街路灯の照度について

参加者から、中心部以外の街灯の暗さを指摘する意見がありました。具体的には名寄東地区で、「学生も多く、防犯の面からも整備を望みたい」というものでしたが、事故や犯罪を未然に防ぐ意味からも、抜本的な改善について市長の見解を求めます。

【 回 答 】

街路灯や防犯灯の整備については町内会からの要望を含めて順次、整備を行ってきています。また、市街地における設置についても各町内会とも協議を行いながら順次防犯灯の増設や灯具の取替について進めているところであり、今後も協議しながら設置してまいりたいと考えております。

10 雪対策について

毎年のことながら、雪対策に関して多くの参加者から質問、意見が出されました。特に、昨冬は降雪量が多く、市民生活にも影響を与えたことから①交差点の排雪を徹底してほしい②除雪の雪を自宅に入れなくてほしい③道路への雪だし禁止の指導を徹底すべき④年契約で個人宅前の除排雪を請け負っている企業に対し、排雪場所を確認してから許可すべきだ⑤屋根に雪が溜まっている住居に、安全面から雪下ろしを指導してほしいなどの意見が出されました。改めて、今冬に向けた雪対策の考えについて、市長の見解を求めます。

【 回 答 】

- ① 交差点の排雪については、市道本線の排雪が行われるまでの間に交差点での視認性が悪く大変危険なことから可能な限り進めてきてはおりますが、交差点によっては国道、道道との交点において調整しきれていない部分もあったことから、これらについても事前に協議を行い安全性の高い状況としていきたいと考えております。
- ②このことについては、名寄市の市道の除雪については「かき分け除雪」としていることから、除雪した雪が玄関や車庫前に残る状況になることについては止むを得ない状況にあります。このことについては市民の皆さんにご協力をいただかなければなりません。現在、月1回の除排雪にかかる情報紙による市民周知を行っている所ありますので、御理解をお願いいたします。
- ③ 道路への雪出しについても市民周知を含め今後においても行っていきます。また、悪質な状況については警察にも協力をいただきながら対応をしてまいりたいと考えております。
- ④ 個人住宅の除排雪業者についての排雪場所への指導については、これまでも行ってきておりますが、今後においても指導してまいりたいと考えております。個人請負については周知できる体制となっておりますが、個人請負業者も含め市民に周知してまいりたいと考えております。

- ⑤屋根に雪が溜まっている住居の雪下ろしの指導については、今年の春、市内では例年になく積雪で管理不全となっている空き家が、雪の重みで倒壊するといった事案が発生しました。屋根に積もった雪の管理がされなく、近隣住民へ危険が及ぶことから、家主に指導する場合もあり、持ち主が判明しない家屋については、町内会に協力をいただき除雪作業をおこなったケースもございます。今冬の雪対策については、屋根からの落雪や除雪作業における事故防止対策も含め、家主への指導など市広報・ホームページ等により注意喚起を促し、住民の安全を図っていきたくと存じます。